

第 8 5 号議案

令和 8 年 9 月 4 日提出

令和 8 年度広島市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度広島市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 1 億 7 , 3 0 6 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 , 0 4 5 億 2 , 9 7 0 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

広島市長 松 井 一 實

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 地方交付税		78,500,000 ^{千円}	9,664,960 ^{千円}	88,164,960 ^{千円}
	1 地方交付税	78,500,000	9,664,960	88,164,960
15 分担金及び負担金		5,858,684	500	5,859,184
	2 負 担 金	5,850,271	500	5,850,771
17 国庫支出金		168,171,636	273,675	168,445,311
	1 国庫負担金	114,985,117	16,600	115,001,717
	2 国庫補助金	32,380,395	257,075	32,637,470
18 県 支 出 金		42,937,767	12,300	42,950,067
	1 県 負 担 金	29,135,492	4,500	29,139,992
	2 県 補 助 金	11,492,928	7,800	11,500,728
21 繰 入 金		54,388,110	134,134	54,522,244
	2 基金繰入金	52,145,545	134,134	52,279,679
24 市 債		57,546,900	87,500	57,634,400
	1 市 債	57,546,900	87,500	57,634,400
歳 入 合 計		794,356,637	10,173,069	804,529,706

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		68,591,439 ^{千円}	9,687,960 ^{千円}	78,279,399 ^{千円}
	1 総務管理費	26,377,992	9,664,960	36,042,952
	2 市民生活費	22,194,109	120,000	22,314,109
	3 世界平和国際交流費	3,152,630	△97,000	3,055,630
3 民 生 費		275,326,514	115,584	275,442,098
	2 児童福祉費	125,476,078	115,584	125,591,662
4 衛 生 費		78,027,030	550	78,027,580
	1 保健衛生費	28,215,337	550	28,215,887
5 農林水産業費		4,839,424	69,105	4,908,529
	1 農 林 業 費	4,313,600	69,105	4,382,705
6 商 工 費		13,422,509	89,520	13,512,029
	1 商 工 費	13,422,509	89,520	13,512,029
7 土 木 費		111,603,181	138,850	111,742,031
	5 公園墓園費	6,233,366	138,850	6,372,216
10 災害復旧費		131,193	71,500	202,693
	1 農林業施設災害復旧費	—	5,000	5,000
	2 土木施設災害復旧費	—	26,500	26,500
	3 公園施設災害復旧費	—	40,000	40,000
歳 出 合 計		794,356,637	10,173,069	804,529,706

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
平和記念資料館のこども向け 展示の整備	令 和 9 年 度	千円 118,800
ファミリープールエリアの再 整備	令和 9 年度から 令和 13 年度まで	6,711,000

第 3 表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土木施設災害復旧事業 公園施設災害復旧事業	9,900 40,000	普通貸借 又 は 証券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。)	8.5% 以 内	起債年度の翌年度から 据置期間を含め 30 年以 内に、元利均等その他の 方法により償還する。た だし、融資条件又は市財 政の都合等により、これ を繰上償還し、償還年限 を短縮し、又は借換えす ることができる。

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補 正 前	補 正 後			
平和記念施設整備事業 公 園 整 備 事 業	千円 308,300 1,088,300	千円 221,000 1,213,200	普通貸借 又 は 証券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。)	8.5% 以 内	起債年度の翌 年度から据置期 間を含め30年 以内に、元利均 等その他の方法 により償還する。 ただし、融資条 件又は市財政の 都合等により、 これを繰上償還 し、償還年限を 短縮し、又は借 換えすることが できる。